

旭川市の介護予防・日常生活支援総合事業への移行について

介護高齢課地域支援担当

平成29年3月31日まで

介護給付のサービス（要介護1～5）

予防給付のサービス（要支援1・2）

福祉用具貸与，訪問看護，
通所リハビリテーションなど

介護予防訪問介護
介護予防通所介護

平成29年4月1日から

介護給付のサービス（要介護1～5）

予防給付のサービス（要支援1・2）

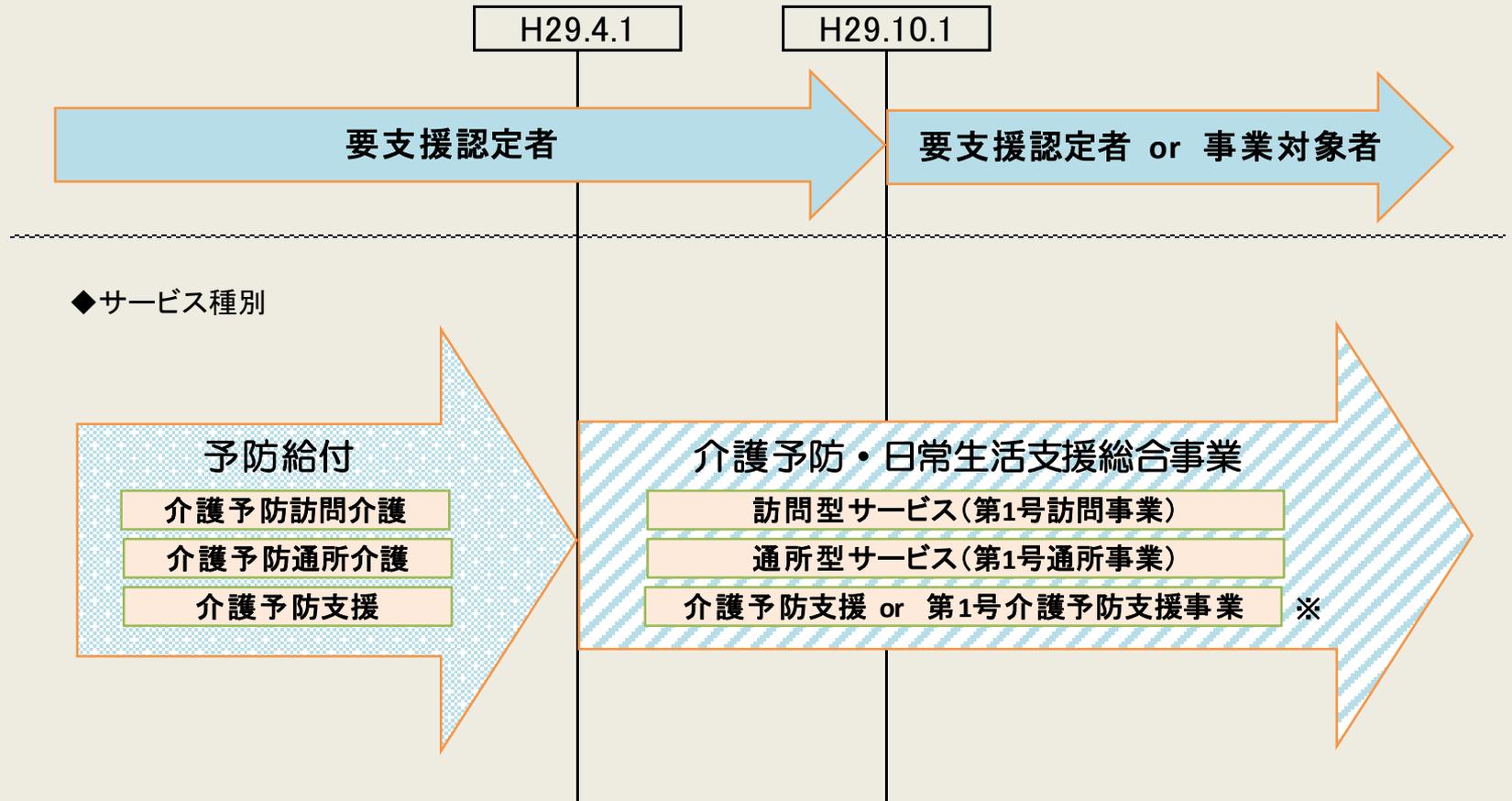
福祉用具貸与，訪問看護，
通所リハビリテーションなど

総合事業の介護予防・生活支援サービス事業
（要支援1・2，事業対象者）

訪問型サービス（第1号訪問事業）
通所型サービス（第1号通所事業）



※認定の有効期間が平成29年9月30日までの場合



※訪問型サービス及び通所型サービスのみを利用→第1号介護予防支援事業

※訪問型サービス及び通所型サービスのほか、予防給付を受ける→介護予防支援

旭川市では平成29年4月1日から、全ての介護予防訪問介護及び介護予防通所介護は、第1号訪問事業及び第1号通所事業に移行します。

介護事業者の指定について

1 指定の有効期間

総合事業の指定の有効期間は原則6年間とします。

ただし、みなし指定の効力は平成30年3月31日までとされているため、みなし指定事業者については、平成30年3月31日までに指定の更新をする必要があります。

2 指定居宅サービス事業者等の指定を受けている場合

次の条件を満たす事業者については、指定訪問介護事業及び指定通所介護事業又は指定地域密着型通所介護事業に係る指定の期間の終期までを指定の期間とすることができます。

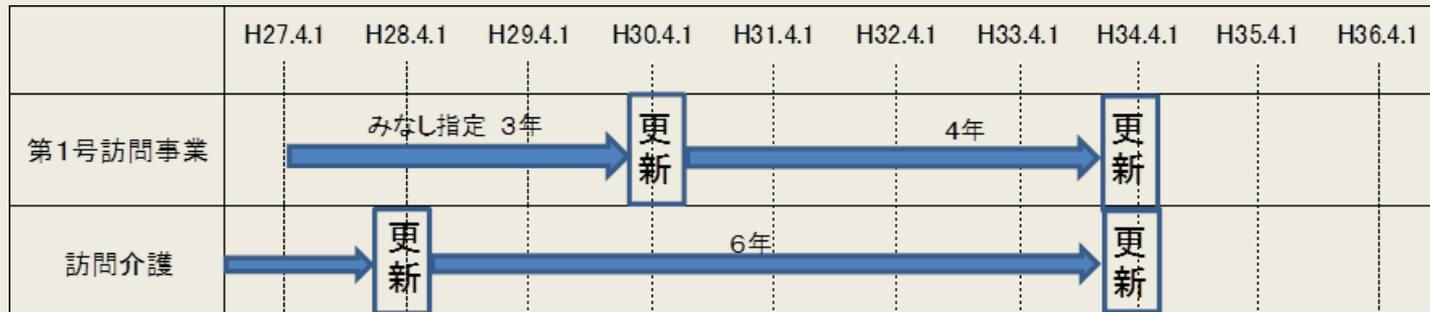
(1) 指定第1号訪問事業者

指定訪問介護事業者の指定を受け、かつ、指定訪問介護の事業と同一の事業所において一体的に運営されていること。

(2) 指定第1号通所事業者

指定通所介護事業者又は指定地域密着型通所介護事業者の指定を受け、かつ、指定通所介護又は指定地域密着型通所介護の事業と同一の事業所において一体的に運営されていること。

(例)



みなし指定事業者の指定手続について

	指定	受付	手続及び手数料
平成27年3月31日において介護予防訪問介護又は介護予防通所介護に係る指定を受けていた事業者	平成30年4月1日までに総合事業に係る指定の更新を受けることが必要	改めてお知らせします。	平成30年4月の手続に限り、一部の添付書類が省略可能となります。 また、平成30年4月の手続に限り、手数料は免除となります。 ※事前協議は不要です。

◆ 受付等の詳細につきましては、後日ホームページに掲載予定です。

※総合事業に係る事業所指定における注意点

みなし指定は全市町村に効力が及びますが、総合事業に係る事業所指定は、旭川市の被保険者及び旭川市に居住する住所地特例被保険者のみに効力を有します。

旭川市に所在する事業所が、旭川市以外の要支援認定者・事業対象者（住所地特例対象者を除く。）に総合事業のサービスを提供する場合は、当該保険者市区町村の指定を受ける必要があります。

平成29年度中に

介護予防訪問介護又は介護予防通所介護に係る指定の有効期間が満了する場合

サービス利用者の住所地	総合事業への移行時期	事業所指定の更新
旭川市	平成29年4月1日に移行	(第1号事業) 平成30年3月31日まではみなし指定が有効 (予防給付) 第1号事業のみを提供する場合には、指定の更新は不要
旭川市以外の市町村	市町村によって <u>移行の時期及び方法は異なる。</u> ※要支援認定の有効期間の満了に合わせて随時移行する市町村もある。	(第1号事業) 平成30年3月31日まではみなし指定が有効 (予防給付) <u>指定の更新が必要な場合があります。</u> ※随時移行する市町村の利用者がいる場合は、平成29年度においても予防給付としてサービスを提供する期間が生じる場合があります。

※事業所指定の更新に係る注意点

市外の利用者にサービスを提供している場合は、当該自治体に確認し、適切に指定の更新等を行ってください。

総合事業におけるサービスコード(平成29年4月利用分からコードが変わります。)

<第1号訪問事業>

	サービスコード
平成27年3月31日までに介護予防訪問介護の指定を受けた事業者(みなし指定事業者)	A1
平成29年4月1日以降に第1号訪問事業に係る指定を受けた事業所	A2

<第1号通所事業>

	サービスコード
平成27年3月31日までに介護予防通所介護の指定を受けた事業者(みなし指定事業者)	A5
平成29年4月1日以降に第1号通所事業に係る指定を受けた事業所	A6

<介護予防支援及び第1号介護予防支援事業>

	サービスコード
予防給付のサービスを利用又は予防給付と総合事業のサービスを利用した場合	46
総合事業のサービスのみを利用した場合	AF

※

※注意！ ケアマネジメントに係るサービスコードは、利用者がその月に利用したサービス内容によって変わります。